

タの連携に係る先進的な取組が行われており、支援が必要であるにもかかわらず見守りの対象とされていなかった、いわゆる「ノーマーク」の子供を発見し、見守りや支援を含めた対応策の検討に繋げるといった成果を挙げている²。今回の施策においては、国が一元的に子供の情報を管理する

データベースを構築することは考えておらず、こうした自治体の取組を後押しすべく、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」を令和3年度補正予算に計上し、想定されるユースケースや必要なデータ項目、制度面・運用面の課題等について検討していくこととしている。

第2節 困難な状況ごとの取組

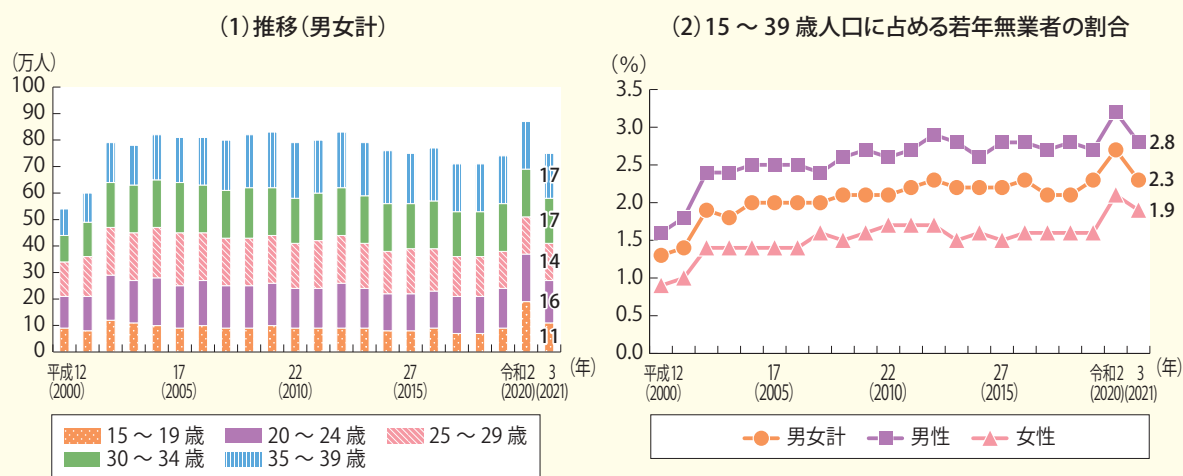
1 若年無業者、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

15～39歳の若年無業者の数は、令和3年で75万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.3%であった（第3-3図）。総務省が平成29年10月

に実施した調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答が見られる（第3-4図）。

第3-3図 若年無業者数

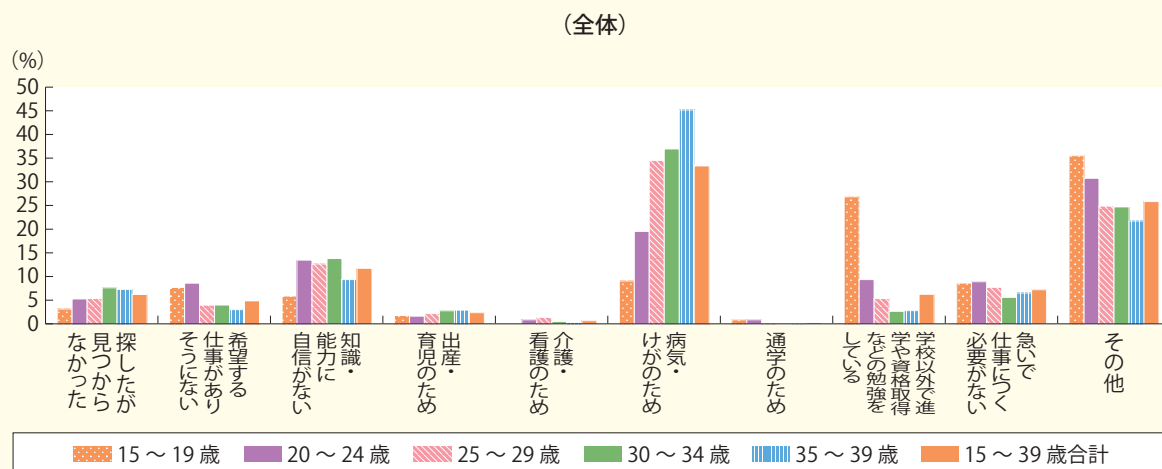
◆15～39歳の若年無業者数は、令和3年で75万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.3%であった。



2 例えば、大阪府箕面市では、「生活困窮判定」「学力判定」「非認知能力等判定」の3つで総合判定した結果、最も重篤な見守り判定が示された子供のうち、学校でリスクに気づいていなかった子供が25%を占めていた。

第3-4図 就業希望の若年無業者が求職活動をしない理由（平成29年度）

◆「病気・けが」や「勉強」を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」の回答が多く見られる。



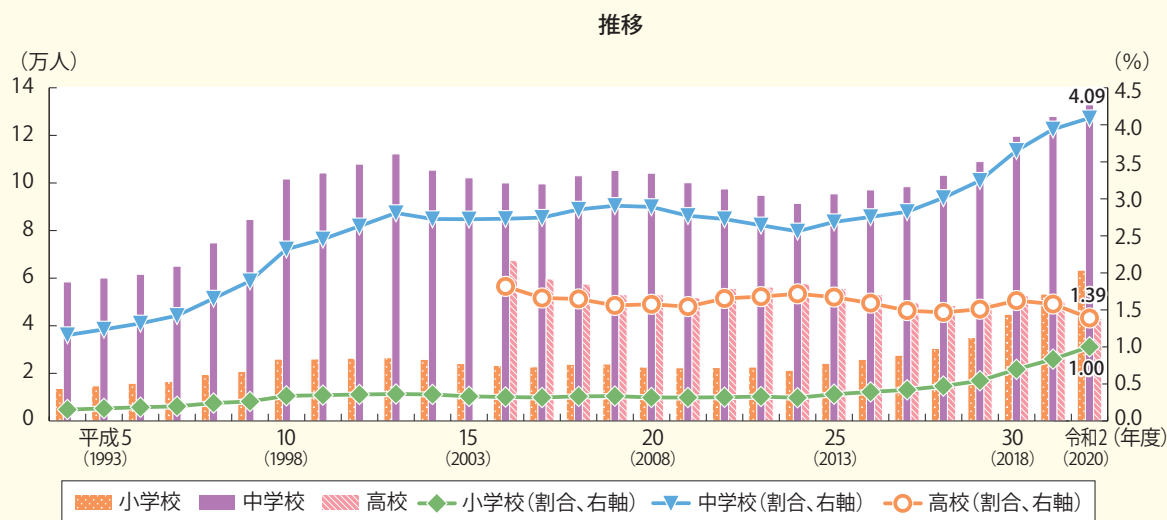
(出典) 総務省「就業構造基本調査」

小学生・中学生の不登校児童生徒数は、平成25年度から令和2年度にかけて、8年続けて前年を上回っている（第3-5図）。不登校の要因を見ると、小学生・中学生では、「無気力・不安」の

傾向があること、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を抱えていること、「家庭に係る状況」等が多く見られる（第3-6表）。

第3-5図 不登校の状況

◆小学生・中学生の不登校は、平成25年度から令和2年度にかけて8年続けて前年より増加した。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. ここでいう不登校児童生徒とは、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子供が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。）をいう。なお、長期欠席者は、令和元年度調査までは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒、令和2年度調査においては、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。
2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）。高等学校は平成16年度から調査。

第3-6表 不登校の要因

(1) 国公立小学校・中学校 不登校の要因 (令和2年度)

区分	不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況				本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ	
主たるもの	196,127	399	20,830	2,413	10,675	1,581	783	1,514	6,533	5,667	17,395	3,483	23,439	91,886	9,529
		0.2%	10.6%	1.2%	5.4%	0.8%	0.4%	0.8%	3.3%	2.9%	8.9%	1.8%	12.0%	46.9%	4.9%
主たるもの以外にも当てはまるもの		204	9,145	2,206	16,307	2,412	1,085	1,667	3,277	3,706	18,811	4,037	15,932	20,087	
		0.1%	4.7%	1.1%	8.3%	1.2%	0.6%	0.8%	1.7%	1.9%	9.6%	2.1%	8.1%	10.2%	

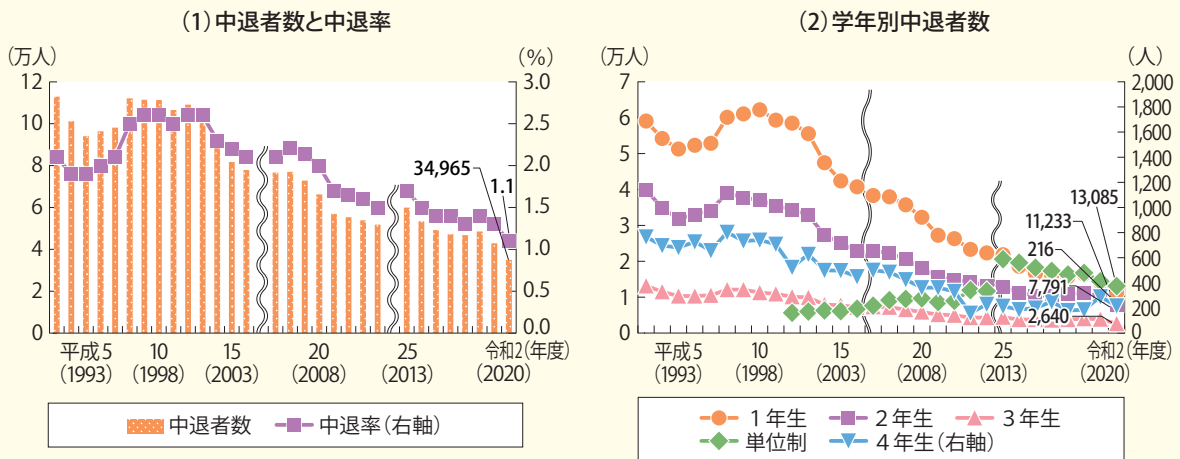
(2) 国公立高等学校 不登校の要因 (令和2年度)

区分	不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況				本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ	
主たるもの	43,051	86	3,806	211	2,638	2,117	371	351	3,960	833	1,491	748	6,633	16,213	3,593
		0.2%	8.8%	0.5%	6.1%	4.9%	0.9%	0.8%	9.2%	1.9%	3.5%	1.7%	15.4%	37.7%	8.3%
主たるもの以外にも当てはまるもの		21	1,031	152	1,750	1,077	233	219	923	342	1,400	591	1,873	2,888	
		0.0%	2.4%	0.4%	4.1%	2.5%	0.5%	0.5%	2.1%	0.8%	3.3%	1.4%	4.4%	6.7%	

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (注) 1. 「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因の一つを選択。
 2. 「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択可。
 3. 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

高等学校中途退学者は、令和2年度は約3万5,000人、中退率は1.1%となっている(第3-7図)。中退事由としては、学校生活・学業不適応、進路変更が多く見られる³。

第3-7図 高等学校における中途退学者



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (注) 1. 平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

3 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 調査結果p116 <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm>

このように、依然として困難を抱えた子供・若者が多く存在しており、それぞれが置かれている状況も様々である。困難な状況が長引くことのないように、関係機関の連携した支援が必要である。

(1) 若年無業者等の支援（厚生労働省）

厚生労働省は、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、全国177か所ある「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している（15～49歳対象）。サポステでは、以下のようなサービスの多くを無料で受けることができる。

- ・キャリアコンサルタントなどによる個別相談、支援計画の作成
- ・個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム
- ・就職した者への定着・ステップアップ相談
- ・集中訓練プログラム（合宿形式を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力付与、就職活動に向けた基礎知識獲得などを集中的に実施）
- ・職場見学や職場体験
- ・高等学校中途退学者等のニーズに応じたアウ

トリーチ型の相談支援

- ・保護者を対象としたセミナーや個別相談

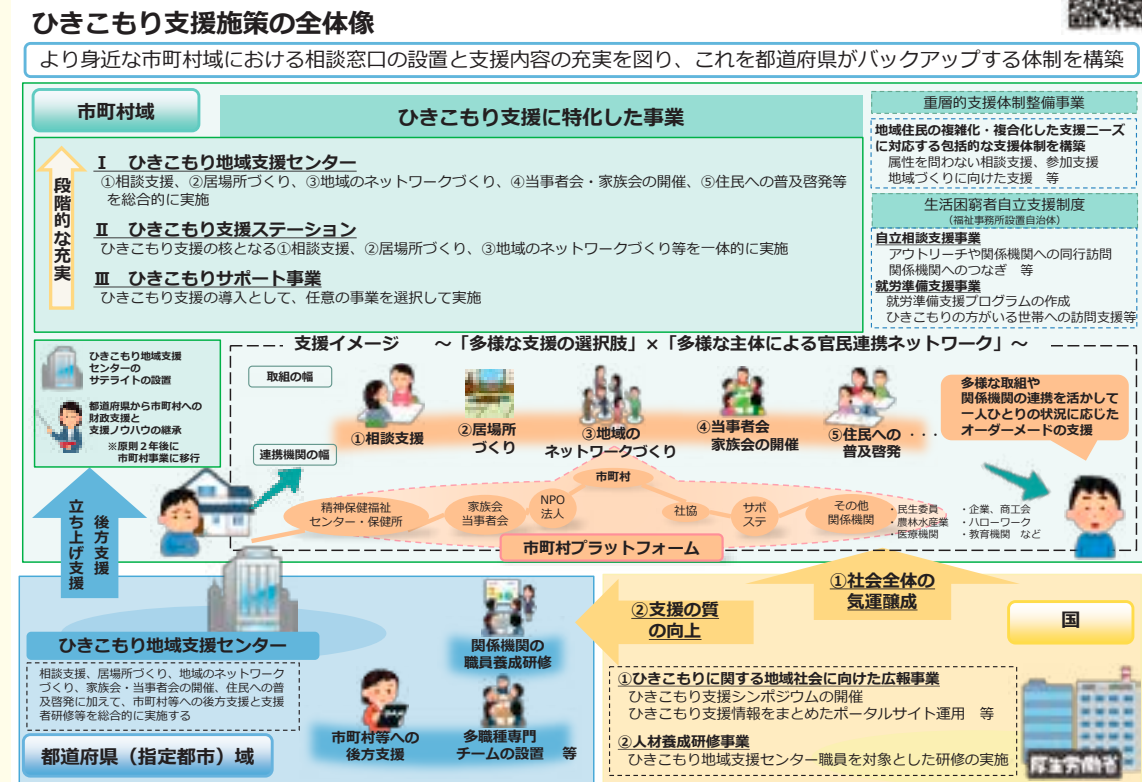
(2) ひきこもりの支援（厚生労働省）

厚生労働省は、保健・医療・福祉・教育・雇用といった分野の関係機関との連携の下でひきこもりに特化した相談窓口としての機能を担うひきこもり地域支援センター（以下本章においては「センター」という。）の整備を平成21年度から開始し、平成30年度に全ての都道府県及び指定都市への設置が完了した（第3-8図）。さらに、ひきこもり状態にある方の早期発見や支援につなげるための市町村における拠点（居場所、相談窓口）づくり等を推進する事業を、平成30年度から実施している。

令和3年度においては、新たに、広く国民のひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり状態にある方やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国から地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行った。

令和4年度においては、センターの設置主体を拡充する等、より身近な市町村における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築する。また、センター職員に対し、知識や支援手法を習得するための国主体の研修を実施し、良質な支援者を育成する。

第3-8図 ひきこもり支援施策の全体像



(出典) 厚生労働省資料

(3) 孤独・孤立対策の推進（内閣官房）

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、孤独・孤立は依然として深刻な社会問題となっている。このような中、令和3年2月、孤独・孤立対策担当の大臣が指名され、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置した。これにより、孤独・孤立対策担当大臣（以下「担当大臣」という。）の下で、孤独・孤立の問題について政府一体となって総合的な対策を進めていくこととした。

令和3年度には、政府として初めての「孤独・孤立対策の重点計画」の取りまとめなど、孤独・孤立対策の様々な取組を実施した。

担当大臣を置いて推進する我が国の孤独・孤立対策は、複数の海外メディアから担当大臣への取材が行われるなど、海外からも注目を集めている。

ア 実施した取組

以下、令和3年度に実施した主な取組の概要

を紹介する。

(ア) 政府一体となった対策の推進

孤独・孤立の問題について政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、担当大臣を議長とし、全府省庁の副大臣で構成する「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」（以下本節においては「連絡調整会議」という。）を開催した。令和3年度は、4月～11月までの間に5回開催し、関係府省庁が連携しながら各種施策の検討・推進を行った。また、連絡調整会議が政府の施策方針の決定を行う会議体であることを明確にするため、令和3年12月に会議の名称を「孤独・孤立対策推進会議」（以下本節においては「推進会議」という。）へ変更し、同月に開催した推進会議において「孤独・孤立対策の重点計画」を決定した（(オ)を参照）。

(イ) 関係予算による施策の推進

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への緊

急支援策（生活困窮者等支援、自殺防止対策、フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供、子供の居場所づくり支援、女性への相談支援、居住と就労等を交えた自立支援を行う団体への支援策等）を令和3年3月に取りまとめた後においても、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援をきめ細かく継続的に行うため、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、令和4年度予算及び令和3年度補正予算において60億円規模の予算を確保した。

また、各府省庁の150を超える幅広い予算事業を孤独・孤立対策関係予算として取りまとめた。

（ウ）NPO等との連携・意見聴取

孤独・孤立対策の検討に当たり、多様な現場の声を聴き、様々な課題によりきめ細かく対応していくため、「孤独・孤立に関するフォーラム」を令和3年6月～11月に計10回開催した（うち3回は地方開催）⁴。

また、官・民・NPO等の連携を強化する

ため、各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームとして、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和4年2月25日に設立した。

（エ）情報発信の充実

孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等へ支援の情報を網羅的かつタイムリーに届けられるよう、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイト「あなたはひとりじゃない」を開設した。

例年、夏休み明けに子供の自殺が増加する傾向にあることから、18歳以下向けのページ⁵を令和3年8月17日に先行して公開し、一般向けのページ⁶を同年11月2日に公開した。このウェブサイトでは、チャットボット（自動応答システム）により、約150の支援制度や相談窓口の中から利用者に適したものを案内する機能を搭載しているほか、専門家による役立つヒントなども掲載している。

4 「孤独・孤立に関するフォーラム」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_forum/index.html>

5 「あなたはひとりじゃない」 18歳以下向けページ<<https://notalone-cas.go.jp/under18/>>

6 「あなたはひとりじゃない」 一般向けページ<<https://notalone-cas.go.jp/>>